

奨学金制度

1. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき平成16年4月に設立されました。教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給（支給は学部生のみ）その他学生等の援助を行うことで適切な修学環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成することを目的としています。

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学が困難な優れた学生に対し貸与されます。なお、卒業後に返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

(1) 奨学金の申請方法

大学院貸与奨学金は、学内での審査・推薦を経て、日本学生支援機構に奨学生として採用されます。

① 申請要件

経済的理由により修学が困難な日本人学生であって、各種基準（学力、家計等）を満たす者（外国籍の方は在留資格によって申請できる場合があります。）

② 奨学金の種類及び貸与月額

大学院 貸与奨学金		第一種（無利子）	第二種（有利子）
	博士前期 課程	50,000円 又は 88,000円	5万円、8万円、10万円、13万円、 15万円の中から選択
博士後期 課程	80,000円 又は 122,000円		

③ 申請手続き

ホームページ及び掲示により、募集時期〔例年4月及び9月（9月は第二種のみ）〕及び申請資料等を案内します。申請先は、学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階）です。

(2) 業績優秀者返還免除制度

大学院において第一種奨学金を貸与し、在学中に特に優れた業績を挙げたとして認定された者は、奨学金が全額又は半額免除されます。

2. その他の奨学金

本学に周知依頼のあった地方公共団体、その他奨学団体による奨学金の募集は、その都度掲示等により案内します。

授業料免除

経済的理由により授業料の納付が困難な者で、かつ、学業優秀と認められる者について、本人の申請により当該期の納付を免除されることがある。申請期間等はその都度掲示される。